「田んぼダム」に係る事業計画の変更手続きについて

別紙２添１

令和３年度拡充「田んぼダム」の加算措置については、北海道より要綱基本方針の変更及び市町村が策定する水田貯留機能強化計画（以下、「機能強化計画」という。）の留意事項等が通知されているところです。

これを受け、田んぼダムに係る事業計画の作成と変更手続きについて、次のとおりご案内しますので、活動組織等への周知・指導方よろしくお願いいたします。

記

１．田んぼダムに係る事業計画の作成について

(1)　別紙１の加算措置の要件、加算対象面積の考え方及び市町村の機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を道様式第１号（国様式第１－３号）活動計画書に記載し作成します。

(2)　具体的な記載・作成については、別添1「田んぼダムに係る様式記載例（※）」を参照してください。

　 ※　別添PDFは、下表のとおり具体的な事例毎に記載例と位置図例を整理しています。

|  |  |
| --- | --- |
| シート名 | 事例の説明 |
| 記載例(1) | 活動組織が新活動期間の開始年度から田んぼダムの加算を受ける場合 |
| 記載例(2) | 活動組織が活動期間途中から田んぼダムの加算を受ける場合 |
| 記載例(3) | 広域活動組織が新活動期間の開始年度から田んぼダムの加算を受ける場合 |
| 位置図例(4) | 活動組織が既存の別添１「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載する場合 |
| 位置図例(5) | 広域活動組織が別添１「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載する場合 |

２．本年度から「田んぼダム」に取り組む組織の事業計画の変更について

(1)　変更手続き

本年度から「田んぼダム」に取り組む活動組織等は、令和3年4月12日にメールでお知らせしている「別添１\_事業計画の変更等について」、「別添２\_システムによる事業計画の変更等手続きについて」及び下記の(2)、(3)を確認し手続きを行ってください。

4月12日メール送付の別添１及び別添２の資料は、下記「水土里ネット北海道」のホームページ、多面的機能支援コーナーからも確認できます。  
<http://www.htochiren.jp/tamen/tamen.html>

(2)　４．加算措置、「田んぼダム」様式

　　 既にお知らせしているとおり、事務支援システムの申請書にある道様式第１号（国様式第１－３号）活動計画書の４．加算措置に「田んぼダム」の様式を追加していますので活用してください。

なお、エクセル版の様式は別添２のとおりです。

(3)　変更計画の道協議会への事前提出

変更事業計画を認定前に道協議会へ事前提出する時期は、市町村の機能強化計画策定後となりますので、市町村にあっては、「機能強化計画（案）」の関係総合振興局等との協議・同意手続きと並行しながら、関係活動組織等が変更計画の作成、事前提出が進められるようご指導いただき、速やかな提出をお願いします。

なお、道から市町村への予算割当時期は、変更計画の道協議会への事前提出及び内容確認を経た後、８月以降に予定されています。